

土壌・地下水の保全のために

事業者・土地所有者のみなさまへ

有害物質による土壌・地下水汚染の未然防止・拡散防止について



平成の名水百選 生きた水・久留里 (君津市)

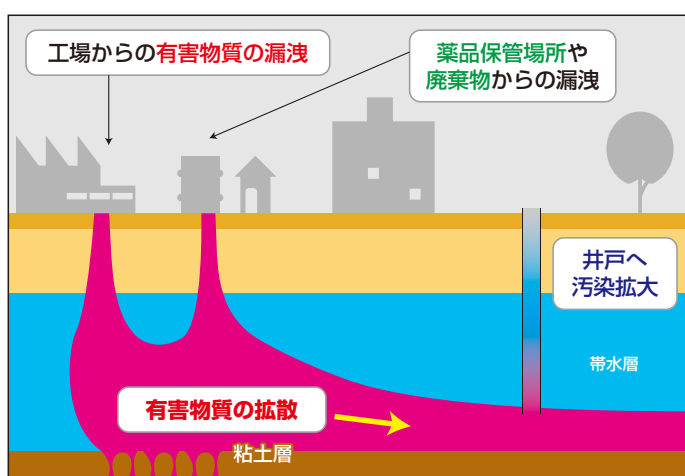
千葉県環境生活部水質保全課

I 土壌・地下水汚染がおこる仕組み

千葉県は、地下水に恵まれ、古くから上総掘りという井戸掘り工法があるように、昔から地下水が利用されてきました。しかし、近年、有害物質による土壌や地下水の汚染が判明するケースが増えています。

汚染は、どのようにしておこるのでしょうか？

事業所で使用する原料や薬品等には、有害物質を含んでいるものがあります。それらを使用・保管する際、適切に管理しないと、土壌や地下水を汚染してしまうことがあります。



漏洩した有害物質は、土壌を汚染しながら地下へ浸透し、地下水のある帯水層に到達すると、地下水の流れとともに広く拡散し、周辺の井戸まで汚染してしまうことがあります。

土壌や地下水の汚染には、汚染された土壌を直接口にしてしまうこと、汚染された地下水を飲むことなどによる健康被害のおそれがあります。

土壌が汚染された場合、人に直接摂取されることのないよう土壌を封じ込めるなどの対策が必要となります。

更に、周辺の地下水まで汚染された場合、地下水を浄化することが必要となります。

土地所有者のリスク

土壌汚染が発覚した場合、原則として、土地所有者が対策を講ずる責務を負います。また、土地の利用が制限され、資産価値が低下するなど大きな損失が発生します。

事業者のリスク

土壌汚染・地下水汚染について、事業者が原因者である場合は、事業者が対策を講ずる責務を負います。また、地下水の浄化には膨大な経費と長い時間が必要となります。

II 土壌・地下水汚染の未然防止のために

有害物質による土壌・地下水汚染の未然防止のため、有害物質を取り扱う事業者には、水質汚濁防止法による各種規制の遵守、千葉県地質汚染防止対策ガイドラインによる自主管理の徹底が求められています。

○水質汚濁防止法

水質汚濁防止法では、有害物質を使用・貯蔵等する法対象施設を有する事業者の責務として、以下の内容を定めています。

- ① 法に定められた施設の届出の実施
- ② 有害物質を含む水の地下浸透の禁止
- ③ 有害物質を使用・貯蔵等する施設の「構造・使用の方法に関する基準」の遵守
- ④ 有害物質を使用・貯蔵等する施設の点検の実施、記録の保存
- ⑤ 有害物質が漏洩した場合の、応急措置の実施、届出の実施

なお、平成24年6月の改正法の施行により、これまで届出対象とされていなかった、有害物質を貯蔵する施設と、有害物質を使用する施設のうち公共用水域に排水しない施設も、新たに届出が必要となりましたのでご注意ください。

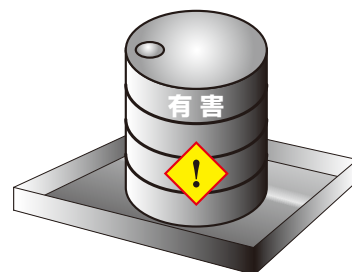
(参考)

県ホームページ⇒環境・県土づくり⇒環境(水質・地質)⇒排水規制(工場・事業場の排水規制について)

○千葉県地質汚染防止対策ガイドライン

ガイドラインでは、有害物質を使用・貯蔵等するすべての事業者の自主管理について、以下の内容を定めています。

- ① 対策推進のための組織・管理規定の整備
- ② 設備等への表示、関係する情報の収集・整理等
- ③ 漏洩防止構造の採用、地下水質等の監視、有害物質の使用削減
- ④ 有害物質を含む廃棄物の適正管理・処理
- ⑤ 漏洩時の応急措置、汚染状況の把握、浄化対策、再発防止対策



ガイドラインに基づき、自主管理を徹底するようお願いします。

(参考)

県ホームページ⇒環境・県土づくり⇒環境(水質・地質)⇒地下水の水質(地下水・土壌汚染対策について)

Ⅲ 土壌・地下水汚染の拡散防止のために

有害物質による土壌汚染の実態を明らかにし、汚染の拡散防止、健康被害の防止のため、土地所有者には、土壌汚染対策法による必要な調査・措置等の実施が求められています。

○土壌汚染対策法

土壌汚染対策法では、土地所有者の責務として、以下の内容を定めています。

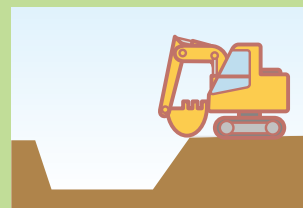
- ① 有害物質を使用する施設を廃止した場合の**土壌汚染状況調査**の実施
- ② 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合の届出の実施、命令があった場合の**土壌汚染状況調査**の実施



調査の結果汚染が明らかになった場合、健康被害のおそれがあるときは**要措置区域**に、おそれがないときは**形質変更時要届出区域**に指定されます。

要措置区域に指定された場合

- ① 指示に基づく汚染の除去等の措置の実施（原因者が明らかでない場合は、原因者に指示されます）
- ② 土地の形質変更の原則禁止

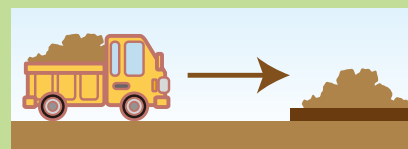


形質変更時要届出区域に指定された場合

- ① 土地の形質変更を行う場合の届出の実施
- ② 定められた基準による形質変更の実施

指定された区域から汚染土壌を搬出する場合

- ① 定められた運搬基準に従い運搬すること
- ② 許可を得た汚染土壌処理業者に委託し処理を行うこと



法では、上記以外に自主的に調査し、区域指定を申請する制度もありますので積極的に活用ください。

また、指定された区域以外から搬出する土壌についても、汚染が判明したときは法に準じて適切に運搬・処理されるようお願いいたします。

(参考)

県ホームページ⇒環境・県土づくり⇒環境(水質・地質)⇒地下水の水質(地下水・土壌汚染対策について)

問い合わせ先

千葉県環境生活部水質保全課

地質環境対策班(土壌汚染対策法・ガイドライン) 電話 043-223-3812

水質指導・規制班(水質汚濁防止法) 電話 043-223-3871